

厚岸町上下水道事業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により、次に掲げる者に対し、令和8年度厚岸町水道事業及び簡易水道事業の収納事務を委託したので、同法において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

厚岸町水道事業管理者

厚岸町長 三浦克



1 厚岸町水道事業の収納事務受託者

受託者氏名	徴収及び収納の区域
市川 由美子	有明、湾月、宮園4丁目、光栄
宍戸 由紀子	若竹、松葉、梅香
横井 美恵子	奔渡
塚田 郁子	港町
芳賀 紀子	真栄
渡辺 義子	真栄1丁目の一部、住の江、山の手、宮園1丁目、宮園2丁目
池田 康子	宮園3丁目、白浜
石黒 麻美	尾幌、門静

2 厚岸町簡易水道事業の収納事務受託者

受託者氏名	徴収及び収納の区域
上藤 悦子	上尾幌
菅野 洋子	糸魚沢